
定 款

株式会社ウイルテック

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ウイルテックと称し、英文では、WILLTEC Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 下記の機械器具、製品、商品及び原料等の企画、設計及び製造
 - ① 食料品
 - ② 飲料・たばこ・飼料
 - ③ 繊維工業
 - ④ 木材・木製品
 - ⑤ 家具・装備品
 - ⑥ パルプ・紙・紙加工品
 - ⑦ 印刷・同関連
 - ⑧ 化学工業
 - ⑨ 石油製品・石炭製品
 - ⑩ プラスチック製品
 - ⑪ ゴム製品
 - ⑫ なめし革・同製品・毛皮
 - ⑬ 窯業・土石製品
 - ⑭ 鉄鋼業
 - ⑮ 非鉄金属
 - ⑯ 金属製品
 - ⑰ はん用機械器具
 - ⑱ 生産用機械器具
 - ⑲ 業務用機械器具
 - ⑳ 電子部品・デバイス・電子回路
 - ㉑ 電気機械器具
 - ㉒ 情報通信機械器具
 - ㉓ 輸送用機械器具
 - ㉔ 医療用機器及び医療用器材
- (2) 前号に列記した機械器具、製品、商品及び原料等の販売及び輸出入並びに設備工事及び保守、管理、修理、リース、レンタル、リサイクル業務
- (3) 書籍、出版物の企画、編集、製作、印刷及び出版業務
- (4) 広告代理店業務、印刷業務、各種催事の企画、立案、実施業務
- (5) 各種情報の収集、分析、処理、提供のサービス業務
- (6) 技術ノウハウ、機械製造技術の提供に関するコンサルタント及び特許契約仲介業務
- (7) 企業経営、企業財務、経営管理、情報システムの運用及び設計に

関するコンサルタント業務

- (8) 人材育成のための教育、研修、コンサルタント業務
- (9) 土木工事、建築工事、建築物の設計及び監理業務
- (1 0) 不動産の売買、賃貸及び管理業務
- (1 1) 建物の清掃、点検及び保守業務
- (1 2) 倉庫業及び構内貨物取扱業務
- (1 3) 物品の仕分け、管理、包装、梱包及び発送業務
- (1 4) 有価証券の投資及び運用
- (1 5) 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (1 6) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (1 7) クリーニング業務
- (1 8) 自動車の運転代行及び運搬業務並びに自動車管理業務
- (1 9) 一般事務業務、経理業務、労務管理業務、給与計算業務の受託
- (2 0) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (2 1) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (2 2) 職業訓練施設の経営
- (2 3) 牧畜及び農業の経営
- (2 4) 飲食店の経営
- (2 5) 電気工事業
- (2 6) 電気通信工事業
- (2 7) 建築工事業
- (2 8) 管工事業
- (2 9) 機械器具設置工事業
- (3 0) 貨物利用運送事業
- (3 1) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、23,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の一単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買い増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利の制限等)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買い増しを請求する権利

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

2. 株主名簿管理人に株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務を委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を

有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集の時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを開催する。

2. 当会社の臨時株主総会は、必要に応じてこれを開催する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議要件)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役、取締役会及び監査等委員会

(取締役の員数)

- 第20条 当社の監査等委員でない取締役は12名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は3名以上5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 任期満了前に退任した監査等委員でない取締役の補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、退任した監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。
 4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発す

る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、常勤監査等委員がこれを招集し、議長となる。常勤監査等委員に事故があるときは、監査等委員会においてあらかじめ定めた順序により、他の監査等委員がこれに代わる。

2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査等委員会の決議において定める監査等委員会規程による。

第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。